

北部振興協議会設置要綱

平成12年 2月10日

平成13年 6月 8日改正

(目的)

- 1 「沖縄県北部地域の振興に関する方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、政府、沖縄県及び北部地域の自治体が一体となって沖縄県北部地域の振興事業の円滑な推進を図ることを目的として、北部振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 振興事業の推進にあたっての基本方針の策定
 - (2) 具体的振興事業の検討・調整
 - (3) 振興事業の進捗に応じたフォローアップ
 - (4) その他

(構成員)

- 3 協議会の構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙2のとおりとする。

(事務局)

- 6 協議会の事務は、政府、沖縄県及び北部市町村に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

北部振興協議会構成員

沖繩及び北方対策担当大臣	おみ	こうじ
	尾身	幸次
沖繩県知事	いなみね	けいいち
	稲嶺	恵一
名護市市長	きしもと	たてお
	岸本	建男
くに国	うえはら	やすなり
	上原	康作
おお大	てるや	りんぞう
	照屋	林三
ひがし東	みやぎ	しげる
	宮城	茂
な今	なかざと	よしのり
	仲里	吉徳
もと本	なかえま	せいじゆん
	仲榮眞	盛順
おん恩	おおしろ	ひでき
	大城	英喜
ぎ宜	うらさき	やすかつ
	浦崎	康克
き金	よしだ	かつひろ
	吉田	勝廣
い伊	しまぶくろ	せいとく
	島袋	清徳
い伊	にしめ	しんすけ
	西銘	真助
い伊	あがりえ	ひろふみ
	東江	博史

北部振興協議会に係る連絡会議構成員

主宰：内閣官房副長官（事務） 古川 貞二郎
補佐：内閣府審議官（沖縄担当） 榑 誠

（関係省庁）

内閣府	政策統括官（沖縄担当）	襲田 正徳
同	沖縄振興局長	安達 俊雄
警察庁	交通局長	板東 自朗
防衛庁	防衛施設庁長官	伊藤 康成
総務省	官房長	團 宏明
外務省	経済協力局長	西田 恒夫
文部科学省	高等教育局長	工藤 智規
厚生労働省	政策統括官	坂本 哲也
農林水産省	大臣官房総括審議官	川村 秀三郎
経済産業省	地域経済産業審議官	今井 康夫
国土交通省	総合政策局長	風岡 典之
環境省	自然環境局長	西尾 哲茂

（自治体）

沖縄県	副知事	牧野 浩隆
北部地域代表		
大宜味村	助役	平良 薫
今帰仁村	助役	大城 勝
恩納村	助役	當山 稔
伊平屋村	助役	宮城 邦雄

（事務局）

内閣府	政策統括官（沖縄担当）	襲田 正徳
同	大臣官房審議官（沖縄担当）	武田 宗高